

# 一人評価者制について

## 認定実技審査要領

1. 実技審査実施要領
  - I. 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁
  - II. 柔道整復実技審査・・・・・・・・5 頁
  - III. 柔道実技審査・・・・・・・・9 頁



# 認定実技審査要領

## I. 総 則

### 1. 認定実技審査

認定実技審査は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより、卒業の判定に当たり、生徒の実技能力を審査することを目的とする制度である。

### 2. 審査内容

審査は、柔道整復実技及び柔道実技に対し実施する。

### 3. 認定実技審査員

- 1) 認定実技審査員資格取得講習会を修了した者でなければ審査を担当することができない。資格の有効期間は5年間とし、5年毎に更新の講習を受講しなければならない。
- 2) 講習会を修了した者には「認定実技審査員認定証」及び「携帯用審査員証」を交付する。審査員は、審査に際し「携帯用審査員証」を提示しておかなければならない。
- 3) 認定実技審査員資格取得講習会の受講資格は、下記のとおりとする。

#### ①柔道整復実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有し、教育経験が7年以上の柔道整復師、又は柔道整復教育に携わる医師であること。
- b. 講道館柔道初段以上であること（医師は除く）。
- c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
- d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。

#### ②柔道実技審査員

すべての要件を満たさなければならない。

- a. 専科教員資格を有する柔道整復師又は医師であること。
  - b. 男性は講道館柔道五段以上、女性は講道館柔道四段以上であること。
  - c. 所属する養成施設長が推薦する者であること。
  - d. 平成18年3月以降の柔道整復師免許取得者は卒後臨床研修を修了している者であること。
- 4) 柔道整復師法第8条第1項の規定により処分を受けた者については、公益財団法人柔道整復研修試験財団（以下、財団という）は、①認定実技審査員資格取得講習会の受講を認めない、又は、②既に認定実技審査員

資格取得講習会を受講した場合は認定実技審査員の資格を付与しない（認定実技審査員として認定しない）、あるいは、③既に認定実技審査員の資格を取得した場合（認定実技審査員として認定された場合）は当該資格を取り消すことができる。

- 5) 財団が派遣する審査員を外部審査員（従前は派遣審査員と称していた）とする。
- 6) 柔道整復実技審査は1受審者に対し、外部審査員1名が審査に当たる。
- 7) 柔道実技審査は原則として2人1組の受審者を外部審査員1名が審査に当たる。

#### 4. 審査実施上の注意

- 1) 審査の順序は、原則として先に柔道整復実技審査、続いて柔道実技審査を実施する。
- 2) 審査の進行上、女子の受審番号及び受審順序は、前又は後ろとし、男女とも前後の受審者はある程度、同様の体格の者となるようにする。
- 3) 審査の公平性を保ち、審査終了者から未終了者に出題項目などが漏れないよう配慮する。
- 4) 養成施設は整然とした中で審査が実施できるよう配慮する。

#### 5. 準備する実技用具

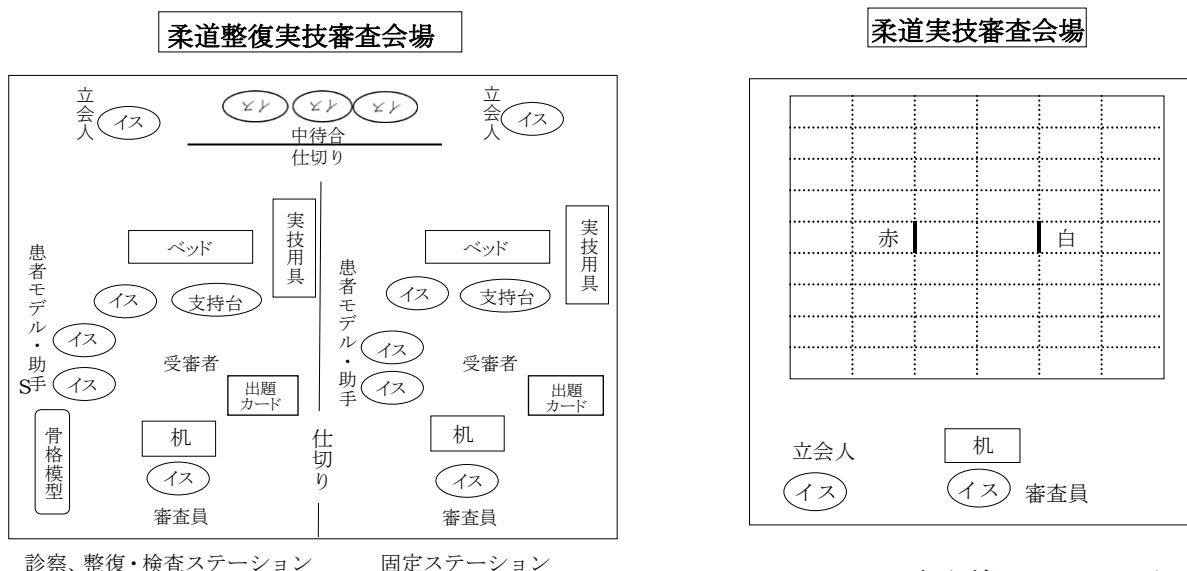
- 1) 柔道整復実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。
  - ①全身骨格模型
  - ②ベッド・イス
  - ③上肢・下肢支持台
  - ④綿包帯（3～6裂を各必要量 ライン付包帯を含む）
  - ⑤絆創膏（幅の異なるものを各必要量）
  - ⑥非伸縮性テープ（38mm、50mmなど）
  - ⑦アンダーラップ
  - ⑧金属副子（ミッドドルフ三角副子など実技項目の固定に合わせて成形したクラーメル・アルミ副子）
  - ⑨局所副子（スダレ・厚紙などを実技項目の固定に合わせて成形したものを各種）
  - ⑩ストップウォッチ
  - ⑪その他  
（綿花 枕子 紙テープ 包帯止め キャスト材 三角巾 柔道帯 ハサミ  
テープカッター 包帯巻器 枕 メジャー ワゴン 知覚検査器具）

- 2) 柔道実技審査に用いる下記用具は、養成施設で準備する。

- ①赤白帯
- ②ストップウォッチ など

## 6. 審査会場の設営

審査会場は、概ね下図のように設営する。柔道整復実技審査会場の「診察、整復・検査ステーション」と「固定ステーション」は同一室内に設営し、複数会場になる場合は、別室にそれぞれ上記と同様な設営とする（柔道実技審査会場はこの限りでない）。



※原則として赤白線間は二間とする。

## 7. 審査の必要書類

審査に必要な下記①～⑤の書類は、審査前に各養成施設が財団ホームページからダウンロードして必要部数を複写し、使用する。⑥は審査実施日までに財団から各養成施設に送付されたものを使用し、審査終了後は報告書とともに返却する。

- ①認定実技審査受審票（様式 1）
- ②柔道整復実技審査総合評価表（様式 2-1）
- ③柔道実技審査総合評価表（様式 2-2）
- ④柔道整復実技審査個人票（様式 3-1、3-2）
- ⑤柔道実技審査個人票（様式 3-3）
- ⑥出題カード

## 8. 審査料の納入

認定実技審査を受審した者は審査終了後に受審料を財団に納付しなければならない。又、欠席及びC評価により再審査を受審する者は、再審査料を財団に納付しなければならない。審査料の額は別に定める。

## 9. 再審査の実施

養成施設は、再審査を実施する必要があるときは、財団の指定の日までに概ね本審査と同様な形式で再審査を実施する。詳細は別に定める。

## 10. 報告書などの提出

- 1) 養成施設報告

養成施設は、審査終了後、審査料を財団に納付するとともに下記書類を審査終了後 2 週間以内に財団に提出しなければならない。

- ①認定実技審査結果報告書（様式 4）
- ②7 に示す必要書類②～⑤の原本（様式 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3）
- ③欠席者または傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者の診断書などの原本
- ④意見交換会議事録（別添 1・財団ホームページ参照のこと）
- ⑤外部審査員アンケート（別添 2・財団ホームページ参照のこと）
- ⑥認定実技審査受審者アンケート（別添 4-1 4-2・財団ホームページ参照のこと）

## 2) 外部審査員報告

外部審査員は、養成施設審査環境アンケート（別添 3・財団ホームページ参照のこと）を、審査終了後 2 週間以内に財団に提出しなければならない。

## 11. 審査結果の記録・保存

養成施設は、柔道整復師養成施設指導ガイドラインに定めるところにより 7 に示す必要書類②～⑤（様式 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3）の写しを保存する。

## 12. 意見交換会の開催等

### 1) 意見交換会の開催

審査終了後、直ちに審査に関する意見交換会を開催、議事録を作成し、後日外部審査員の確認を得なければならない。ただし、外部審査員の議事録署名は必要としない。

### 2) 養成施設審査環境・外部審査員アンケートの記載

- ①立会人及び養成施設責任者は、審査に関する外部審査員の評価を行う。
- ②外部審査員は、審査を担当した養成施設の審査に関する養成施設審査環境アンケートを行う。

### 3) 認定実技審査受審者アンケートの実施

審査終了後速やかに、受審者にアンケートを実施する。

## Ⅱ．柔道整復実技審査

### 1．受審者

- 1) 審査を受審する者として適切な身なりで清潔な白衣を着用すること。
- 2) 傷病による欠席者又は本来の審査を完全実施することができなかった者は、その理由を証する診断書を養成施設に提出しなければならない。

### 2．患者モデル及び助手

- 1) 1会場につき6～8名（各1ステーションに3～4名）を配置する。
- 2) 原則として当該養成施設に在籍する下級生とする。
- 3) 患者モデル又は助手を務めるのに適した服装とする。
- 4) 外部審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。

### 3．立会人

- 1) 原則として当該養成施設の教員2名を立会人として入室させる。2名のうち少なくとも1名は認定実技審査員資格を有する者であること。ただし、認定実技審査員資格を有する者がいない場合には専科教員資格を有する者とする。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 外部審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。
- 4) 立会人は、審査の内容について気付いた点や今後に向けた留意点を含め記録する。

### 4．審査員数

原則として受審者45名を基準とし、受審者45名までは1審査会場とし、各ステーション外部審査員1名で審査を行う。

受審者が45名以上の場合は、45名が増える毎に1審査会場を増設する。

### 5．審査項目

#### 1) 評価項目

- ①評価1-1（診察及び整復の能力、診察及び検査の能力）
- ②評価1-2（固定の能力）
- ③評価2（口述の能力）

#### 2) 受審項目

受審者は以下の①及び②を受審する。

- ①診察、整復・検査（以下、第1）ステーションにおいて、規定する①～⑯の項目のうちのいずれか1つ（評価1-1）と口述の能力（評価2）とを受審する。
- ②固定（以下、第2）ステーションにおいて規定する①～⑮の項目のうちのいずれか1つ（評価1-2）を受審する。

#### 3) 実技項目

- ①診察、整復・検査ステーション（評価1-1及び評価2）

※柔道整復実技審査個人票（様式3-1）を使用する。

受審者は審査開始前に出題カード（評価1-1）を引き実技項目を決定する。

- i 診察、整復・検査の部

評価 1-1 に規定する項目

- (i) 骨折の診察及び整復の能力
  - (1) 鎖骨定型的骨折
  - (2) 上腕骨外科頸外転型骨折
  - (3) コーレス骨折
- (ii) 脱臼の診察及び整復の能力
  - (4) 肩鎖関節脱臼〔上方脱臼；Tossy 分類の第 2～3 度〕
  - (5) 肩関節前方烏口下脱臼
  - (6) 肘関節後方脱臼
  - (7) 肘内障
- (iii) 軟部組織損傷の診察及び検査の能力
  - (8) 肩腱板損傷
  - (9) 上腕二頭筋長頭腱損傷
  - (10) ハムストリング損傷（肉ばなれ）
  - (11) 大腿四頭筋打撲
  - (12) 膝関節側副靭帯損傷
  - (13) 膝関節十字靭帯損傷
  - (14) 膝関節半月板損傷
  - (15) 下腿三頭筋損傷（肉ばなれ）
  - (16) 足関節外側靭帯損傷

ii 口述の部

評価 1-1 の実技が 5 分以内に終了した受審者に対して、外部審査員が口述の能力（評価 2）に規定する内容の問題を選択し出題する。

②固定ステーション（評価 1-2）

受審者は審査開始前に出題カード（評価 1-2）を引き実技項目を決定する。  
※柔道整復実技審査個人票（様式 3-2）を使用する。

評価 1-2 に規定する項目

- (i) 骨折の固定の能力
  - (1) 鎖骨骨折〔リング固定又は 8 字帯若しくは Sayre テープ固定〕
  - (2) 上腕骨骨幹部骨折〔ミッドドルフ三角副子固定〕
  - (3) コーレス骨折〔クラーメル副子と局所副子・三角巾固定〕
  - (4) 第 5 中手骨頸部骨折〔アルミ副子掌側固定〕
  - (5) 下腿骨骨幹部骨折〔クラーメル副子固定〕
  - (6) 肋骨骨折〔さらしと厚紙副子固定〕
- (ii) 脱臼の固定の能力
  - (7) 肩鎖関節上方脱臼〔テープ固定〕
  - (8) 肩関節前方脱臼〔局所副子・三角巾固定〕
  - (9) 肘関節後方脱臼〔クラーメル副子・三角巾固定〕
  - (10) 手第 2 指 PIP 関節背側脱臼〔アルミ副子背側固定〕
- (iii) 軟部組織損傷の固定の能力



- (11) アキレス腱断裂〔クラーメル副子固定〕
- (12) 足関節外側靭帯損傷〔局所副子固定〕
- (13) 膝関節内側側副靭帯損傷〔Xサポートテープ固定〕
- (14) 足関節外側靭帯損傷〔バスケットウィーブテープ固定〕
- (15) 足関節外側靭帯損傷〔フィギュアエイト・ヒールロックテープ固定〕

## 6. 審査方法

### 1) 審査員及び受審者

- ①審査会場の各ステーションとも外部審査員 1 名が受審者 1 名の実技を審査し、評価を行う。
- ②受審者は、審査会場に 1 名ずつ入室して、第 1 ステーション、第 2 ステーションの順に実技審査を受審する。  
受審者が第 1 ステーションの審査が終了し、第 2 ステーションに移動後、次受審者を入室させ、以下順次これを繰り返す。

### 2) 審査時間

- ①評価 1-1 の審査時間は 5 分とし、評価 1-1 の実技が 5 分以内に終了した受審者に対して 1 分以内で評価 2 の審査を実施する。
- ②評価 1-1 の実技が 5 分以内に終了しなかった場合は評価 2 の審査に移ることができない。
- ③評価 1-1 及び評価 1-2 の実技が 5 分を経過した場合は、その時点で審査は終了する。つまり、実施していない項目は評価ができないことになる。
- ④評価 1-2 の審査時間は 5 分とする。
- ⑤評価 1-2 の審査は、実技用具の選択は最大 1 分以内とし、実技用具の選択時間を 5 分に含まない。(評価 1-1 の審査で用具を必要とする場合の用具選択時間は 5 分に含めるものとする。)

### 3) 実技用具

- ①審査に使用する実技用具は、必要数を養成施設が準備する。
- ②クラーメル・アルミ副子及び局所副子は、予め実技項目の固定に合わせて成形したものを養成施設が準備する。

### 4) その他

- ①外部審査員は実技中の受審者に対して質問、回答を誘導することを控え、不明確な実技などの確認は、実技終了後に行う。

## 7. 評価及び採点方法

### 1) 評価方法

- ①柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を、柔道整復実技審査個人票(様式 3-1、3-2)を用い評価する。
- ②評価 1-1 及び評価 1-2 の各項目は各外部審査員ができたと判断する項に○を、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に実技を終了できず評価ができない項は、－を記入する。
- ③評価 2 (口述の能力) は、外部審査員が規定する内容で柔道整復師として必要な基本的な知識について回答が一つになるような 1 問を出題し、回

答が適切であると判断するときは○を、極めて不十分である又は誤っていると判断するときは×を記入する。

## 2) 採点方法

- ①採点は、評価 1-1、評価 1-2 及び評価 2 の各項目に記入した○の数を各外部審査員の得点（第 1 ステーション 8 点、第 2 ステーション 7 点を満点）とする。
- ②評価 1-1 又は評価 1-2 の得点がそれぞれ 3 点以下である場合、コメント欄に特に不適切であった理由を記載する。

## 8. 総合評価

審査終了後、外部審査員は各審査会場別で各外部審査員の評価得点を確認のうえ、黒インクで柔道整復実技審査総合評価表（様式 2-1）に転記し、総合評価を行う。

### 1) 総合評価区分

外部審査員の評価得点合計を総合評価とする。総合評価区分（3段階評価）は下記のとおりとする。

- A …… 15 点～12 点
- B …… 11 点～ 9 点
- C …… 8 点以下

### 2) 総合評価合格基準

総合評価 A 及び B の受審者は合格とし、総合評価 C の者及び審査を欠席した者は再審査を受審しなければならない。

### Ⅲ. 柔道実技審査

本来、柔道整復師としての柔道教育は、競技目的の柔道を教育するものではなく、昇段を目指し柔道整復師の技術のバックボーンである手技や人格の形成、心身の鍛錬を目的とし、人としての振舞いの基本（人に対しての接し方や対話の仕方）礼儀作法の習得が最終目標である。従って、下記に掲げる基本的な事項ができていない場合には不合格となることを予め周知されたい。

#### 【基本的な事項】

- ・柔道審査を受審する者としての身嗜み（爪、頭髪、髭、化粧など）が適切である。
- ・装飾品はつけない。（指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサंगा、髪飾り  
マニキュア、ネイルアートなど）
- ・柔道衣を正しく着る。（上衣の袷が右前・ズボンの後ろ前）
- ・前方回転受身で頭を強く打たない。

#### 1. 受審者

- 1) 審査を受審する者として清潔で適切な規格、ゼッケンが縫い付けてある柔道衣を着用すること。
- 2) 欠席者又は傷病により本来の審査を完全に実施することができなかった者は、その理由を証する診断書（医師による診断書が取れない場合には養成施設長の証明書）を派遣審査員に提出しなければならない。また、審査終了後には、速やかに診断書又は証明書を財団に提出しなければならない。

#### 2. 立会人

- 1) 当該養成施設の教員1名を立会人として審査会場に入室させる。
- 2) 立会人は、審査の状況、当該養成施設の教育内容及び方法の確認のために審査会場に入室するものであり、審査に関する一切の権限を有しない。
- 3) 派遣審査員の了解なく審査会場への入退室及び途中交代を禁ずる。
- 4) 立会人は、審査の内容について気付いた点や今後に向けた留意点を含め記録する。

#### 3. 審査員数

原則として受審者90名を基準とし、受審者90名までは1審査会場とし、外部審査員1名で審査を行う。受審者が91名以上の場合は審査会場を増設する。

#### 4. 審査項目

- 1) 評価項目
  - ①評価1（服装・態度）
  - ②評価2（礼法）
  - ③評価3（受身）

- ④評価 4 (投の形)
- ⑤評価 5 (約束乱取)

## 2) 実技項目

- ①評価 1 (服装・態度)

柔道衣の着方、言動行動

- ②評価 2 (礼法)

自然本体の構え、立礼、正坐のしかた、坐礼など

- ③評価 3 (受身)

右前方回転受身、左前方回転受身

- ④評価 4 (投の形)

手技 …… 浮落、背負投、肩車\*

腰技 …… 浮腰、払腰、釣込腰\*

足技 …… 送足払、支釣込足、内股\*

※の技については受審者の実力と十分な安全を考慮し出題すること。

- ⑤評価 5 (約束乱取)

1 分間程度の約束乱取を行う。

※受審者がお互いに 2~3 本投げ合うことではない。

## 5. 出題方法

1) 外部審査員はすべての評価項目を出題する。外部審査員は、評価 1~5 を順に出題する。評価 4 については上記 9 つの技の中から一つを選択し出題する。

2) 評価 4 の出題は、受審者ごとに変更し、外部審査員が出題する。

3) 柔道実技審査が不可能な者に対しては口頭試問により評価を行う。

口頭試問の出題項目 ①柔道について

②礼法について

③国際柔道試合審判規定について

※上記の出題項目①~③について各 2 題、計 6 題を出題する。

### 【口頭試問の場合の注意事項】

1. 実技審査が可能かどうかを学校側が明示する。

2. 実技審査が可能な場合には一切口頭試問は行わない。

無理をさせてはならないが、一通りの実技審査を行う。

(たとえ前日に骨折等の負傷があっても、養成施設側より実技審査を行う  
明示があった場合には実技審査を行う)

3. 口頭試問は柔道衣で行う。

4. 口頭試問であっても F 評価に該当する場合には、相当の評価を行う。

## 6. 審査方法

1) 審査員及び受審者

①審査員は財団からの外部審査員とする。

②各審査会場につき外部審査員 1 名が受審者 2 名の実技を審査し、個々に評価を行う。

- ③審査会場には2名ずつ入室する。
- 2) 審査時間
- ①受審者1組につき審査時間は、評価1～評価5をすべて行い、1組5分を標準として実施する。
- ②口頭試問の場合には、5分を経過した時点で審査は終了とする。
- 3) 実技用具
- ①審査に使用する実技用具は、養成施設が準備し、会場に備える。
7. 評価及び採点方法
- 1) 評価方法
- ①柔道実技審査個人票(様式3-3)を用いて、出題した実技項目の各項について評価する。
- ②評価の各項目は外部審査員ができたと判断する項に○、できていないと判断する項には×を記入し、所定の時間内に実技を終了できず評価ができない項には-を記入する。(△は評価としないこと)
- 2) 採点方法
- ①採点は、評価1～評価5の各項目に記入した○の数を外部審査員の評価得点(25点満点)とする。
- ※○の数が0個の場合は0点となる。
- ②外部審査員の得点が13点以下である場合又はF評価をした場合には、必ずコメント欄に不適切であった理由を記載する。
8. 総合評価
- 1) 審査終了後、外部審査員は各審査会場別で評価得点を確認のうえ黒インクで柔道実技審査総合評価表(様式2-2)に転記し、総合評価を行う。
- 2) 総合評価区分
- ①外部審査員の評価得点合計を総合評価とする。
- 総合評価区分(3段階評価)は下記のとおりとする。
- A …… 25点～20点
- B …… 19点～15点
- C …… 14点以下
- ②総合評価がFとなった者は再審査を受審しなければならない。
- 《 F評価の基準 》
- 柔道審査を受審する者としての身嗜みについて**
- 相手に負傷を負わせるような長さに爪を伸ばしている
- 極端な茶髪や頭髪をしている
- 無精髭を生やしている 派手な化粧をしている
- 装飾品はつけないについて**
- 指輪<環>、ネックレス、ピアス、ミサンガ、髪飾り、マニキュア、ネイルアートなどを着けて審査をうけている
- 柔道衣を正しく着るについて**

上衣の衿が右前になって着ている

ズボンを後ろ前に穿いている

**前方回転受身で頭を強く打たないについて**

頭を強く着きながら回転して受身をしている

③口頭試問における評価は1問1点 合計6点満点とし、次のように総合評価(2段階評価)をする。

B …… 6点～4点

C …… 3点以下

④総合評価A及びBの受審者は合格とし、審査を欠席した者及び総合評価Cの者は再審査を受審しなければならない。